

官報 号外 平成八年六月十四日

平成八年六月十四日

日程第四 平成四年度政府關係機関決算書 平成五年度一般会計歳入歳出決

○議長(土井たか子君) これより会議を開きま
す。午後一時四分開議

平成五年度国税収納金整理資金受払

○第一百三十六回 会衆議院會議錄 第三十七号

平成八年六月十四日(金曜日)
第五 平成四年度国有財産増減及び現在額総計

議事日程 第二十六号

平成八年六月十四日

午後一時開議

北方地域旧漁業

に関する法律の

沖繩及び北方

提出)

第一　国会等の移転に関する法律の一部を改正正

する法律案(西田)

平成四年度一般

平成四年度特別

書

平成四年度政府
書

第四章

平成五年度特別

平成五年度国税

書

平成五年度政府

〔谷垣禎一君登壇〕

○谷垣禎一君 私は、自由民主党、新進党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表いたしまして、ただいま議題となりました中国の核実験に抗議し、直ちに今後の核実験を中止することを求める決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中国の核実験に抗議し、直ちに今後の核実験を中止することを求める決議案

本院は、我が国が広島、長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

中国が、この度、全面核実験禁止条約の締結を目前に控え、地下核実験を強行したことは誠に遺憾と言わざるを得ない。

それがいかなる理由に基づくことか、いかなる条件が付されていようとも、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為である。さらに中国の核実験は、核不拡散条約への信頼を損ない、全面核実験禁止条約交渉の進展に逆行するものである。

本院は、核兵器廃絶への不斷の努力を行つことを誓い、中国の核実験に厳重に抗議し、中国が直ちに核実験を中止することを強く求める。

政府は、中国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずるとともに、本院の趣旨が伝わるよう全

面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右決議する。

以上であります。

(拍手)

実験禁止条約が一刻も早く締結されるよう一層の努力を払うべきであります。

以上が、本決議案の趣旨であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

次に、本決議案の趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、広島と長崎に原子爆弾が投下され、悲惨な被害を受けた唯一の被爆国として、人類が二度とこのような悲惨な災いを繰り返さないよう、あらゆる国のかなる核実験に対しても断固として反対の態度を表明してまいりました。

本院におきましても、過去七度にわたり核実験反対の決議を行い、世界の平和と人類の幸福のために、核実験禁止を日本国民の悲願として強く表明してまいりました。昨年八月にも、本院は、核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓い、中国の核実験に厳重に抗議し、フランスの核実験に反対する決議を行ってきたところであります。

しかるに、核実験反対に対する世界的な機運の盛り上がる中、中国は、去る八日、地下核実験を行ったことを発表し、また同時に、九月までもう一回核実験を行うことを明らかにしておりま

す。

（内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇）

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。(拍手)

（内閣総理大臣橋本龍太郎さん）

（内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇）

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣橋本龍太郎さん。

（内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇）

○議長(土井たか子君) 日程第一、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)

政府は、これまで、国のかんを問わず、また

その理由のいかんを問わず、核実験は停止すべきである旨強く主張してきたところであります。今回の中の核実験に対しましても厳重に抗議を行ひ、これ以上核実験を行わないよう改めて強く求めました。

政府といたしましては、ただいま採択されまし

た御決議の趣旨を体し、中国の核実験停止と全面核実験禁止条約交渉の早期妥結のために全力を尽

くし、さらには、核兵器のない世界を目指した現

実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的

に進行するものである。

本院は、このような中国の行為は全人類の悲願

を裏切るものであり、極めて遺憾であり、嚴重に抗議するものであります。

政府においては、さらに核実験反対の明確な態

度を世界に重ねて表明し、核実験が行われること

のないよう最善の努力を尽くすとともに、全面核

を講ずるとともに、本院の趣旨が伝わるよう全

ての法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

（宮里松正君登壇）

○宮里松正君 ただいま議題となりました北方地

域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の

役割を果たしつつ、関係国の理解と実行を促すよ

う、今後一層の努力を払う所存でござります。

(拍手)

官 報 (号 外)

一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

本案は、六月十三日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会におきまして、全会一致をもつてこれを成案とし、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

北方地域の漁業権者及び居住者につきましては、さきの大戦の終結に伴い、我が國固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島から強制的に移住させられ、北方地域に復帰することはもとより、その周辺水域で漁業を営むことでもきない状況に置かれている特殊な地位に配慮し、昭和三十六年、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を制定し、当時、北方協会、現在の北方領土問題対策協会が、これら北方地域旧漁業権者等に、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を低利で融資する措置を講じております。

しかし、戦後五十年が経過した今日、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進行し、その生活基盤も次世代の子や孫に依存せざるを得ない状況にあります。

本案は、こうした状況にかんがみ、北方地域旧漁業権者等に限り行っている融資制度を、引き揚げ後の生活において苦労をともにしたその子や孫が利用できるよう所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

本案は、六月十三日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会におきまして、全会一致をもつてこれを成案とし、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

北方地域の漁業権者及び居住者につきましては、さきの大戦の終結に伴い、我が國固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島から強制的に移住させられ、北方地域に復帰することはもとより、その周辺水域で漁業を営むことでもきない状況に置かれている特殊な地位に配慮し、昭和三十六年、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を制定し、当時、北方協会、現在の北方領土問題対策協会が、これら北方地域旧漁業権者等に、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を低利で融資する措置を講じております。

しかしながら、戦後五十年が経過した今日、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進行し、その生活基盤も次世代の子や孫に依存せざるを得ない状況にあります。

本案は、こうした状況にかんがみ、北方地域旧漁業権者等に限り行っている融資制度を、引き揚げ後の生活において苦労をともにしたその子や孫が利用できるよう所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一点は、北方地域旧漁業権者等がその主たる生計を維持している子または孫のうちから一人を指定した場合に、指定を受けた者が本人にかわって本融資制度を利用できるようになります。

第二点は、指定を受けた子または孫が「死」したときには、旧漁業権者等が再び本融資制度を利用できるようになります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申します。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

第六に、移転先の候補地の選定に伴う土地投機対策として、監視区域の指定の特別等について定めること

等で定めることがあります。

第六に、移転先の候補地の選定に伴う土地投機対策として、監視区域の指定の特別等について定めること

等で定めることと、

本案は、自由民主党、新進党、社会民主党・護憲連合及び新党さきがけの四会派共同により今国会に提出され、昨十三日本委員会に付託、同日提出者を代表して西田司君から趣旨の説明を聴取し、特に橋本内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案について、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしましたところ、鈴木国土庁長官より、政府としては特に異存はない旨の意見が述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第五に、移転を決定する場合には、国会等移転審議会を設置すること

審議会の答申を踏まえ、移転先について別に法律

審議会の答申を踏まえ、

官 報 (号 外)

日程第三 平成四年度一般会計歳入歳出決算	度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。
平成四年度特別会計歳入歳出決算	委員長の報告を求めます。決算委員長中島衛さん。
平成四年度政府関係機関決算書	〔報告書は本号末尾に掲載〕
平成五年度一般会計歳入歳出決算	○中島衛君 ただいま議題となりました決算等につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
平成五年度特別会計歳入歳出決算	初めに、各件の概要を申し上げます。
平成五年度政府関係機関決算書	まず、平成四年度決算についてでありますが、
平成四年度国有財産増減及び現在額総計算書	一般会計の決算額は、歳入七十一兆四千六百五十九億円余であります。これには、決算調整資金に関する法律第七条第一項の規定により、歳入歳出の決算上の不足額を補てんするため決算調整資金から受け入れた一兆五千四百四十七億円余を含んでおります。歳出七十兆四千九百七十四億円余で、差し引き九千六百八十五億円余の剩余を生じております。この剩余金は財政法第四十一条の規定により、一般会計の平成五年度の歳入に繰り入れ済みであります。財政法第六条の純剩余金は生じておりません。
日程第八 平成五年度国有財産無償貸付状況 総計算書	特別会計の数は三十八で、その決算総額は、歳収六兆六千八百十五億円余、支出六兆三千七百八十八億円余となっています。
○議長(土井たか子君) 日程第三、平成四年度一般会計歳入歳出決算、平成四年度特別会計歳入歳出決算、平成四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成四年度政府関係機関決算書、日程第四、別会計歳入歳出決算、平成五年度国税収納金整理額総計算書、日程第五、平成五年度政府関係機関決算書、日程第六、平成五年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第七、平成五年度国税収納金整理資金受払計算書、日程第八、平成五年	次に、平成四年度国有財産増減及び現在額総計算書であります。この増加額は五兆七千四百十六億円余、総減少額は一兆千八百八十三億円余で、年度末現在額は七十七兆五千三百十四億円余となっています。
日程第六 平成四年度国有財産無償貸付状況 総計算書	次に、平成四年度国有財産無償貸付状況総計算書であります。この増加額は二千二十四億円余、減少額は一千五百九十九億円余で、年度末現在額は一千五百九十九億円余となっています。
日程第七 平成五年度国有財産増減及び現在額総計算書	次に、平成四年度國税収納金整理資金の収納済額は五十九兆三千九百五十九億円余、一般会計等の歳入への組入額等は五十九兆二千八百七十一億円余となっています。
日程第八 平成五年度国有財産無償貸付状況 総計算書	政府関係機関の数は十一で、その決算総額は、歳入二百三十六兆二千六十七億円余、歳出三百一兆二千四百十一億円余となっています。
○議長(土井たか子君) 日程第三、平成四年度一般会計歳入歳出決算、平成四年度特別会計歳入歳出決算、平成四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成四年度政府関係機関決算書、日程第四、別会計歳入歳出決算、平成五年度特	特別会計の数は三十八で、その決算総額は、歳入三百三十六兆二千六十七億円余、歳出三百一兆二千四百十一億円余となっています。
別会計歳入歳出決算、平成五年度政府関係機関決算書、日程第六、平成五年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第七、平成五年度国税収納金整理資金受払計算書、日程第八、平成五年	次に、平成五年度決算についてであります。この決算上の不足額を補てんするため決算調整資金から受け入れた五十六百六十三億円余を含んでおりま

官報(号外)

院の指摘に基づき改善の処置を講じたもの十八件、特に掲記を要すると認めたもの一件となつております。

決算及び国有財産関係の二件は、第百三十二回国会に提出され、決算は平成七年一月六日、国有財産関係の二件は同年一月二十日に、それぞれ委員会に付託されました。

委員会におきましては、平成四年度決算外二件については第百三十一回国会の平成六年十月十三日に、平成五年度決算外二件については第百三十二回国会の平成七年二月九日に、それぞれ武村大臣から決算検査報告の概要説明を、それぞれ聽取いました。

第百三十一回国会の平成七年四月十三日、平成四年度決算外二件及び平成五年度決算外二件を一括して議題とし、村山内閣総理大臣出席のもとに冒頭総括質疑を行いました。

その後、今国会の五月十七日に質疑を行い、五月三十日及び三十一日の二日間にわたり四個の分科会を設置して審査を行いました。

委員会及び分科会におきましては、財政問題、予算執行の実績とその効果などについて熱心な質疑が行われました。その詳細については会議録により御承知を願います。

かくして、昨十三日橋本内閣総理大臣出席のもとに締めくくり総括質疑を終了し、決算については、委員会審査の内容を取りまとめて、委員長よ

り議決案を提出いたしました。

以下、その内容を申し上げます。

平成四年度及び五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のとく議決すべきものと議決する。

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、次のとおり改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力をする事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 近年、公債残高の急増等により国の財政は深刻な状況下にあり、財政重建は、緊急の課題となっている。

行政改革を強力に推進し、財政の健全化に向けて、早急に対策を講じるべきである。

2 会計検査院の機能を十分に發揮させるため、その充実について所要の措置を検討すべきである。

3 国立病院・療養所の再編成・合理化について一層の進捗を図るべきである。

以上が、議決案の内容であります。

4 我が国における新規事業の開業率を高め、産業全体の活性化を図るために、ベ

ンチャード企業育成に向けた投資環境整備等の施策の一層の充実を図るとともに、ベン

チャー企業へのリスクマネーの供給がより円滑に進むような予算・決算制度の運用のあり方について検討を図るべきである。

我が国が将来にわたり国際社会において一定の地位を確保し、安定した発展を持続

してゆくために、航空需要に対応した国際

ハブ空港の整備拡充はきわめて重要であ

り、空港整備計画の策定に的確に反映すべ

きである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不當と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それ

ぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生するとのないよう万全を期すべきである。

決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第三及び第四の各件を一括して採決いたします。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

各件を委員長報告のとおり採決いたします。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図り、もって

次いで、平成四年度決算外二件及び平成五年度決算外二件を一括して討論に付したところ、討論の申し出もなく、直ちに採決を行った結果、両年

度決算は全会一致をもって議決案のとおり議決すべきものと決しました。

次に、国有財産関係の四件については、いずれも全会一致をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第三及び第四の各件を一括して採決いたします。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

各件を委員長報告のとおり採決いたしました。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図り、もって

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第五ないし第八の四件を一括して採決いたします。

四件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。四件を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、四件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

以上が、議決案の内容であります。

○七条明君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

参議院提出、歯科医師法の一部を改正する法律案とともに、厚生委員長提出、優生保護法の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略して、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進めらることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

歯科医師法の一部を改正する法律案(参議院 提出)

優生保護法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

○議長(土井たか子君) 歯科医師法の一部を改正する法律案、優生保護法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生委員長和田貞夫さん。

歯科医師法の一部を改正する法律案及び同報告書

優生保護法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔和田貞夫君登壇〕

いて申し上げます。

○和田貞夫君 ただいま議題となりました歯科医師法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まずとともに、優生保護法の一部を改正する法律案について趣旨弁明を申し上げます。

まず、歯科医師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における歯学・歯科医療技術の進歩、歯科医療に対する国民のニーズの多様化等に伴い、歯科医師の資質の向上が求められていることから、かんがみ、歯科医師免許取得後に臨床研修を行なうことを歯科医師の努力義務とする制度を設けようとしているもので、その主な内容は、第一に、一年以上の臨床研修を歯科医師の努力義務とすること、

第二に、臨床研修を行う機関を大学の附属病院または医療関係者審議会の意見を聞いて厚生大臣が指定する病院もしくは診療所とすること、

第三に、臨床研修を行なう機関の長は、実施した中絶に係る規定を削除すること。

第四に、都道府県優生保護審査会及び優生保護相談所を廃止すること。

第五に、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、歯科医師法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

そこで、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○七条明君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

農林水産委員長提出、まごろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められるることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特

別措置法案(農林水産委員長提出)

○議長(土井たか子君) まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長
松前仰さん。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別
措置法案

〔本号末尾に掲載〕

〔松前仰君登壇〕

○松前仰君 ただいま議題となりましたまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申しあげます。

現在、マグロ資源はほぼ満限利用の状態になり、適切な管理を行わなければその枯渇化が憂慮される事態に立ち至っております。

た国連海洋法条約においては、マグロ等の高度回遊性魚種について、沿岸国及び漁業国に対し、その保存と最適利用のため、国際機関を通じて協力することを義務づけており、さらに、昨年八月に採択された国連公海漁業協定においては、国連海

洋法条約の実施のため、地域漁業管理機関が主体となつて資源管理を実施する枠組みを定めております。

マグロ資源の管理に関する地域機関については、現在、大西洋まぐろ類保存条約等四条約が締結され、洋上の漁業管理から貿易、流通に至る一體的管理を行う方向にあります。

しかしながら、一方では、こうした資源管理に係る規制を逃れた便宜置籍船等の非加盟國漁船による不法操業が増大するなど国際管理の実効を損ねる事態が生じており、また、このことは我が国のマグロ漁業の持続的な発展にも大きな影響を及ぼしております。

このような状況に対処し、国際機関を通じた資源の保存管理措置に積極的に貢献するとともに、その実効を確保するための措置を講ずることとは、世界最大のマグロの消費・輸入国である我が国が国際的責務であり、同時に、長期的に見て消費者の利益にもつながるものであります。

以上の観点から、本案を提出することとした次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

本案は、我が国が世界において、歴史的にマグロの漁獲及び消費に特有な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるマグロ資源の動向、その保存及び管理を図るために国際協力の進展等に対処して、マグロ資源の保存及び管理の強化を図るための以下の措置を講ずることにより、マグロ漁業の持続的な発展とマグロの供給の安定化を図るための以下の措置を講ずることにより、

化を図るための以下の措置を講ずることにより、当該外國からのマグロの輸入を制限する」とができます。

第一に、農林水産大臣は、マグロ資源の動向を踏まえ、マグロ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針を定めるものとしております。

第二に、政府は、マグロ資源の保存及び管理を図るための国際機関の設立またはその効果的な運営を図るため、関係国と協力するように努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するよう努めるものとしております。

第三に、農林水産大臣は、我が国が加盟している国際機関において取り決められたマグロ資源の保存及び管理を図るための措置が我が国の漁業者によつて遵守されるように必要な措置を講じなければならぬものとしております。

第四に、政府は、外国の漁業者によるマグロ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

○七条明君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出、公職選挙法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進めらるべきことを望みます。

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正)

○議長(土井たか子君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の趣旨弁明を許します。公職選挙法改正に関する調査特別委員長篠瀬進さん。

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正)

〔本号末尾に掲載〕

官 [篠瀬進君登壇]

○篠瀬進君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。平成六年の公職選挙法の改正により、衆議院議員の選挙制度が小選挙区比例代表並立制に改められ、政党中心、政策本位の制度とされたことに伴い、小選挙区選挙、比例代表選挙のいずれにつきましても政党等に大幅に選挙運動の手段が認められることがあります。

しかしながら、このような選挙運動のあり方にについては、各党においてさまざまな論議が行われております。すなわち、小選挙区選挙におきまし

ては、一選挙区当たりの有権者数、面積はともに従来のいわゆる中選挙区と比べおむね二分の一以下に縮小され、また一選挙区当たりの平均世帯数も約三十四万世帯から約十五万世帯に減少していること、それにもかかわらず、選挙運動につきましては、基本的には従来と同じ数量のものがそのまま候補者個人に認められるとともに、候補者届け出政党にも同様の数量の選挙運動が認められること、これらの選挙運動を従来より短縮された十二日間の選挙運動期間において行うこととする制度は過大な選挙運動を惹起することとなり、社会生活にも多大な影響を与えるおそれがあると言わざるを得ない」となどであります。

本案は、このようないくつかの論議を背景といたしまして、衆議院議員の選挙制度について、政党中心、政策本位の選挙の実現を図るという基本的な考え方を維持しつつ、公正で金のかからない選挙の実現に資するため、選挙運動の方法や数量に関し合理的化を図ることとして取りまとめたものであります。次に、その主な内容について御説明申し上げます。

第一は、小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出政党が使用することができる自動車または船舶及び拡声機についてであります。現行法では、都道府県ごとに、届け出候補者数が三人を超える場合、その超える数が五人を増すごとに自動車一台または船舶一隻及び拡声機一そ

ろいを追加して使用することができる」ととされています。第四は、ポスターについてであります。小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出政党が掲示することができるポスターの枚数は、該都道府県ごとに、三千五百枚に当該都道府県における届け出候補者数を乗じて得た数とされています。

第三は、ビラについてであります。現行法では、都道府県ごとに、三万五千枚に当該都道府県における届け出候補者数を乗じて得た数とされますが、この三万五千枚を二万枚に削減することとしております。

小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出政党が頒布することができるビラの枚数は、現行法では、都道府県ごとに、七万枚に当該都道府県における届け出候補者数を乗じて得た数とされておりますが、この七万枚を四万枚に削減することとされています。

次に、各小選挙区において頒布することができるビラの枚数は、候補者届け出小選挙区ごとに四万枚を限度とすることとしております。また、新たに候補者届け出政党が発行するポスター等が掲示することができるポスターの枚数は、現行法では、七百五十枚に当該選挙区における名簿登載者数を乗じて得た数とされています。

第五は、小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出政党が行う政見放送についてであります。現行法では、候補者届け出政党が行う政見放送の時間数は、都道府県ごとに、届け出候補者数に応じて定めることとされておりましたが、さらにきめ細かく届け出候補者数に応じて政見放送の時間数を定めることとするよう所要の措置を講ずることとしております。

第六は、小選挙区選出議員の選挙において候補

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任

実川 幸夫君 左藤 恵君 実川 幸夫君

左藤 恵君 実川 幸夫君
国会等の移転に関する特別委員

辞任

谷 洋一君 伊藤 公介君

補欠

蓬実 進君 伊藤 公介君

青山 二三君 関山 信之君

田邊 誠君 金田 英行君

伊藤 公介君 大畠 章宏君

青山 二三君 岡崎トミ子君

田邊 誠君 大畠 章宏君

自見庄三郎君 田邊 誠君

金田 英行君 谷 洋一君

自見庄三郎君 蓬実 進君

大畠 章宏君 関山 信之君

自見庄三郎君 谷 洋一君

大畠 章宏君 青山 二三君

自見庄三郎君 関山 信之君

おりである。

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案(西田司君外七名提出、衆法第一一号)

国会等の移転に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出

案を参議院に送付した。

一、昨十三日、参議院に送付した本院提出案は次

のとおりである。

のとおりである。

小・中学校図書教材で使用されている著作物に関する質問主意書(今村修君提出)

右の議案を提出する。

中國の核実験に抗議し、直ちに今後の核実験を中止することを求める決議案

右の議案を提出する。

中國の核実験に抗議し、直ちに今後の核実験を中止することを求める決議案

右の議案を提出する。

破壊し、人類の生存をも脅かす行為である。さうに中国の核実験は、核不拡散条約への信頼を損ない、全面核実験禁止条約交渉の進展に逆行するものである。

本院は、核兵器廃絶への不斷の努力を行つことを誓い、中国の核実験に嚴重に抗議し、中国が直ちに核実験を中止することを強く求める。政府は、中国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずるとともに、本院の趣旨が伝わるよう全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右決議する。

右の議案を提出する。

おりである。

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案(西田司君外七名提出、衆法第一一号)

国会等の移転に関する特別委員会 付託

(質問書提出)

右の議案を提出する。

のとおりである。

小・中学校図書教材で使用されている著作物に関する質問主意書(今村修君提出)

右の議案を提出する。

のとおりである。

のとおりである。

(号) 報 告 (外)

を加え、同項第一号中「個人」の下に「(第五号の指定をした者を除く。)」を加え、同項第三号中「有していた者」の下に「(第五号の指定をした者を除く。)」を加え、同項第四号中「除く。」の下に「(第五号の指定をした者を除く。)」を加え、同項に次の一號を加える。

五 前各号に掲げる者がその子又は孫のうちの一人を指定した場合における当該子又は孫(その者が主として当該子又は孫の収入によつて生計を維持している場合に限るものとし、その者の子及び孫のうちに前各号に掲げる者に該当する者がある場合を除く。)

附 則
この法律は、平成八年十月一日から施行する。

理由
北方地域旧漁業権者等の子又は孫に対し、その営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができる」ととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 法律案
国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
平成八年六月十二日

提出者

西田 司
中山 利生
坂本 剛一
村田 敏次郎

千葉 国男 池端 清一
松本 龍 玄葉光一郎

賛成者
逢沢 一郎外四十九名

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律

国会等の移転に関する法律(平成四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「検討指針」を「基本指針」に、「第三章国会等移転調査会(第十二条・第十九条)」を「第二章国会等移転審議会(第十二条・第十九条)」に、「第四章移転に関する決定(第二十一条・第二十二条)」を「第五章候補地の選定に伴う土地投機対策(第二十三条)」に改める。

前文のうち第五項中「その具体化」の下に「の推進」を加え、「検討指針、検討体制等」を「基本指針、移転先候補地の選定体制等」に改め、第二項の次に次の二項を加える。

とりわけ、阪神・淡路大震災による未曾有の被害の発生により、大規模災害時において災害対策の中核機能を確保することの重要性について改めて認識したところである。

第一条中「行政」を「その活動に関連する行政に関する機能」に改める。

「第二章 検討指針」を「第二章 基本指針」に改める。
第四条を次のように改める。

国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条 地方分権の総合的かつ計画的な推進、行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進、行政の制度及び運営の改善の推進等行政の抜本的な改革と的確に関連付けるものとする。

第八条中「かつ」の下に「、自然環境と調和し」を加える。

「第三章 国会等移転調査会」を「第二章 国会等移転審議会」に改める。

第十二条の見出し中「国会等移転調査会」を「国会等移転審議会」に改め、同条中「国会等移転調査会」を「国会等移転審議会」に、「調査会」を「審議会」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、移転先の候補地(以下「候補地」という。)の選定及びこれに関連する事項について調査審議する。

第十三条第一項を削り、同条第三項中「第一項の規定による報告」を「前項の諮問に対する答申」に改め、同項を同条第一項とする。

第十九条中「調査会の組織及び運営」を「審議会」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条第一項及び第三項中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十八条とする。

第十八条第一項中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項及び第二項中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条中「調査会の組織及び運営」を「審議会」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条中「調査会」を「審議会」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、現地調査を行ふことができる。この場合においては、あらかじめ、当

該現地調査を行おうとする区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体の長に通知して、その意見を聴かなければならない。

第十八条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事務局)

第二十条 審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、内閣官房副長官をもって充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第十七条第一項及び第三項中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十八条とする。

第十八条第一項中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項及び第二項中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条第一項中「調査会」を「審議会」に、「二十一人」を「二十人」に改め、同条第一項中「次に掲げる者について」を「国会等の移転に関する行政改革を含めた各分野において優れた議見を有する者たちから、両議院の同意を得て」に改め、行財政改革を含めた各分野において優れた議見を有する者たちから、両議院の同意を得て」に改め、同条各号を削り、同条第二項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

3 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院

官 報 (号外)

- けることとする。
- (二) 移転先の新都市の整備に当たっての配慮事項として「自然環境との調和」を追加することとする。
- 4 国会等移転審議会
- (一) 総理府に、国会等移転審議会(以下「審議会」という。)を置くこととする。
- (二) 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、移転先の候補地(以下「候補地」という。)の選定及びこれに関連する事項について調査審議することとする。
- (三) 内閣総理大臣は、(二)の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告することとする。
- (四) 審議会は、国会等移転調査会の報告及びこれに関する国会の審議を踏まえ、調査審議することとする。
- (五) 審議会は、委員二十人以内で組織することとする。
- (六) 委員は、国会等の移転に関し、行政改革を含めた各分野において優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとする。
- (七) 委員の任期は、二年とする。
- (八) 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。この場合においては、あらかじめ、関係地方公共団体の長に通知して、その意見を聽かなければならぬこととする。

- 5 移転に関する決定
- (一) 審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されることとする。
- (二) 移転を決定する場合には、4の(二)による報告を踏まえ、移転先について別に法律で定めることとする。
- 6 候補地の選定に伴う土地投機対策
- (一) 都道府県知事又は政令指定都市の長は、4の(八)の現地調査を行う区域又は候補地の区域(以下において「候補地等の区域」といふ。)のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かととする。

- 四 国会法第五十七条の二の規定による内閣の意見の要旨
- 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して鈴木国土長官より「政府としては、特に異存はない」旨の意見が述べられた。右報告する。
- 平成八年六月十三日
- 国会等の移転に関する特別委員長 佐藤孝行
衆議院議長 土井たか子殿
- 7 附則
- (一) この法律は、公布の日から施行する。
- (二) 移転先の新都市の整備については、当該移転先における土地の投機的取引及び地価の高騰が移転先の新都市の整備に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るために土地取引の実効ある規制について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

- 二 議案の可決理由
- 本案は、国会等の移転の具体化に向けた検討を進めるための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
- 三 本案施行に要する経費
- 本案施行に要する経費としては、初年度約一億円の見込みである。
- 四 国会法第五十七条の二の規定による内閣の意見の要旨
- 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して鈴木国土長官より「政府としては、特に異存はない」旨の意見が述べられた。右報告する。
- 平成八年六月十三日
- 国会等の移転に関する特別委員長 佐藤孝行
衆議院議長 土井たか子殿
- 7 附則
- (一) この法律は、公布の日から施行する。
- (二) 移転先の新都市の整備については、当該移転先における土地の投機的取引及び地価の高騰が移転先の新都市の整備に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るために土地取引の実効ある規制について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

- 一 決算の内容
- 1 一般会計
- 平成四年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額七十一兆四千六百五十九億九千六百九十五万円余であり、この歳入決算額には、決算調整資金に関する法律第七条第一項の規定により、歳入歳出決算上の不足額一兆五千四百四十七億六千八百五十一万円余を補てんするため、同額が決算調整資金から組み入れられており、また、歳出決算額は七十兆四千九百七十四億三千百八十八万円余であり、差し引き九千六百八十五億六千五百六万円余の剩余を生じている。この剩余金は、財政法第四十一条の規定により、一般会計の平成五年度の歳入に繰り入れ済みである。
- なお、平成四年度における財政法第六条の純剩余金は生じていない。
- 以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額七十一兆四千八百九十六億七千百六万円余(当初予算額七十二兆二千八百八億千百一十六万円、予算補正追加額五兆七千六百六十六万円余、予算補正追加額五兆七百六十六万円余)に比し、二百三十六億七千四百十一万円余の減少となっている。
- 歳出においては、予算額七十一兆四千八百九十六億七千百六万円余(当初予算額七十二兆二千八百八億千百一十六万円、予算補正追加額二兆四千九百七十九億四千三十一万円余、予算補正修正減少額三兆二千二十六万円)に比し、二百三十六億七千四百十一万円余の減少となっている。

官 報 (号外)

決算のうち、前紀以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成八年六月十三日

衆議院議長 中島 衛
決算委員長 土井たか子殿

平成五年度一般会計歳入歳出決算、平成五年度特別会計歳入歳出決算、平成五年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成五年度政府関係機関決算書に関する報告書

1 一般会計

2 特別会計

3 国税収納金整理資金

4 政府関係機関

平成五年度の一般会計歳入歳出決算是、歳入決算額七十七兆七千三百十一億七千四百一十九万円余であり、この歳入決算額には、決算調整資金に関する法律第七条第一項の規定により、歳入歳出決算上の不足額五千六百六十三億三千四百八十六万円余を補てんするため、同額が決算調整資金から組み入れられており、また、歳出決算額は七十五兆千二十四億八千八百九十三万円余であり、差し引き二兆六千二百八十六億八千五百三十五万円余の

剩余を生じている。この剩余金は、財政法第四十一条の規定により、一般会計の平成六年度の歳入に繰り入れ済みである。
なお、平成五年度における財政法第六条の純剩余金は生じていない。
以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額七十七兆四千三百七十四億九千七百五十六万円余(当初予算額七十二兆三千五百四十八億二千四百三十一万円、予算補正追加額一兆七千七十億七百九十二万円余、予算補正修正減少額五兆六千一百四十三億四千四百六十六万円余)に比し、二千九百三十六億七千六百七十二万円余の増加となっている。
歳出においては、予算額七十七兆四千三百七十四億九千七百五十六万円余(当初予算額七十二兆三千五百四十八億二千四百三十一万円、予算補正追加額一兆七千三十億二千三百五十九億九千七百五十六万円余)に比し、一千一百六十一億三千三百六十七万円余増加しておらず、財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為は、年度末現在四兆三千百七十八億百十六万円余で前年度末に比し、一千一百六十一億三千三百六十七万円余増加し、財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することができると金額は千億円であるが、契約等による債務負担額はない。

保証債務及び損失補償債務の負担額は、年度末現在四十一兆二千三百十九億八千八百九十八万円余で前年度末に比し、一兆八千百六十三億四十八万円余増加している。
平成五年度の特別会計の数は三十八であるが、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入二百三十六兆二千六十七億五百五十六万円余、歳出二百一兆二千四百十一億千八百八十

万円余、事故繰越三十九億三千五十一万円余)、不用額は六千七百一十七億千六十六万円余である。

債務については、債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、年度末現在二百十二兆千八百二十三億五千二十二万円余で前年度末に比し、十五兆七千六百六十万円余增加している。この債務のうち、債務のうち、公債は、年度末現在百九十四兆千四百三十一億八千百八十万円余で前年度末に比し、十四兆三千三百四十八億八千七百九十一万円余増加しており、財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為は、年度末現在四兆三千百七十八億百十六万円余で前年度末に比し、一千一百六十一億三千三百六十七万円余増加し、財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することができると金額は千億円であるが、契約等による債務負担額はない。

平成五年度の国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いは、資金への収納済額五十九兆二千九百五十九億六千七百七十五万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等五十九兆二千八百七十一億五千八百八十七万円余であり、差し引き八十八億八百八十七万円余が平成五年度末の資金残額となる。これは主として国税に係る還付金の支払い決定済み支払命令未済のものである。

平成五年度の政府関係機関の数は十一であり、その収入支出の決算額の合計は、収入七兆八百九十五億七千八百七十六万円余、支出六兆七千七百七十七億八千四十九万円余である。

一 議決の内容

平成五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のことく議決すべきものと議決した。

本院は、平成五年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などを重点置いて審議を行つたが、次のとおり改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(一) 近年、公債残高の急増等により国の財政は深刻な状況下にあり、財政重建は、緊急の課題となつてゐる。

行財政改革を強力に推進し、財政の健全化に向けて、早急に対策を講じるべきである。

(二) 会計検査院の機能を十分に發揮させるため、その充実について所要の措置を検討すべきである。

三 国立病院・療養所の再編成・合理化について一層の進捗を図るべきである。

(四) 我が国における新規事業の開業率を高め、産業全体の活性化を図るために、ベンチャー企業育成に向けた投資環境整備等の施策の一層の充実を図るとともに、ベンチャー企業へのリスクマネーの供給がより円滑に進むような予算・決算制度の運用のあり方について検討を図るべきである。

四 我が国が将来にわたり国際社会において一定の地位を確保し、安定した発展を

持続してゆくために、航空需要に対応した国際ハブ空港の整備拡充はきわめて重要であり、空港整備計画の策定に的確に反映すべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀

がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成八年六月十三日

衆議院議長 中島 衛
決算委員長 中島 衛

年度末現在額の内訳を分類別、区別別にみる

と、分類別では行政財産四十三兆三千二百五十九億八千九百十六万円余、普通財産三十四兆二千五十六億六十八万円余であり、区別別では土地二十七兆七千九百五十億五千五百四十二万円余、政府出資等二十七兆四千六百五十一億八千九十五万円余、建物七兆三千六百三億六千九百六十七万円余、工作物五兆七千九百八十億八千九百三十六万円余、立木竹五兆六千百六十一億五百六十九万円余等である。

なお、区分別の増減の主なものは、増が政府出資等二兆三千六百一億八千六百七十六万円余、土地九千六百十五億三千六百三十四万円余、工作物六千八百七億二千三百五十六万円余、土地五千百四十六億二千九百七十五万円余、立木竹千八百十億千九百万円余、建物十七百九十六億七千八百十萬円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

平成八年六月十三日

平成四年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成四年度中の国有財産の増減額は、総増加額五兆七千四百十六億千八百九万円余、総減少額一兆八百八十三億三千二百四十三万円余であり、差し引き増加額は四兆五千五百三十一億八千四百六十五万円余である。

これを前年度末現在額七十一兆九千七百八十九億五百八十八万円余に加算すると、年度末現在額は七十七兆五千三百十四億八千九百八十四万円余である。

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

官 報 (号外)

する歯科医療機関の長は、実施した臨床研修

について厚生大臣に報告するものとする」と。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行し、同日以後に行われる歯科医師国家試験に合格した者から適用するものとすること。

(二) その他所要の改正を行つこと。

二 議案の可決理由

近年における歯学・歯科医療技術の進歩、歯科医療に対する国民のニーズの多様化等に伴い、歯科医師の資質の向上が求められていることにかんがみ、歯科医師免許取得後に臨床研修を行うことを歯科医師の努力義務とする制度を設けようとすることは時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成八年六月十四日

厚生委員長 和田 貞夫

衆議院議長 土井たか子殿

優生保護法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成八年六月十四日

提出者

厚生委員長 和田 貞夫

第四条から第十三条までを次のように改める。
優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の号とし、同条第三項を削る。

第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二項又は第十四条第一項の規定により行われた優生手術又は人工妊娠中絶に係る旧法第二十五条の届出については、なお従前の例による。

第四章及び第五章を次のように改める。
第四章及び第五章 削除

第十六条から第二十四条まで 削除

第二十五条中「、第十一条、第十三条第一項」を削り、「優生手術」を「不妊手術」に改め

第一条中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することも」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改める。

第二十六条中「優生手術」を「不妊手術」に改め

第二十七条中「優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術」を「不妊手術」に改め、「及び優生保護相談所の職員」を削る。

第二十九条中「、第十二条、第十三条第一項」を削り、「、第十二条、第十三条第一項」を削る。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。
第三十条及び第三十一条 削除

第三十二条の見出しを削り、同条第一項中「左の」を「次の」に、「並びに」を「及び」に、「届出をしないが」を「届出をしていないが」に、「優生手術」を「不妊手術」に、「但し」を「ただし」に改め、「精神病者又は精神薄弱者」を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第一項中「前項第三号及び第四号」を「前項各号」に、「優生手術」を「不妊手術」に改める。

別表第一第一号を次のように改める。
三 削除

別表第一第一号の五を削る。

別表第三第一号(十一)中「優生保護法」を「母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)」に、「基く」を「基づく」に改め、「都道府県優生保護審査会を監督し」を削り、「優生手術」を「不妊手術」に改める。

別表第七第一号の表中都道府県優生保護審査

を「不妊手術」に改める。

下「旧法」という。第十条の規定により行われた優生手術に関する費用の支弁及び負担については、なお従前の例による。

第二条 旧法第三条第一項、第十条、第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により行われた優生手術又は人工妊娠中絶に係る旧法第二十五条の届出については、なお従前の例による。

第四条 旧法第二十七条に規定する者の秘密を守る義務については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

第三十二条の見出しを削り、同条第一項中「左の」を「次の」に、「並びに」を「及び」に、「届出をしないが」を「届出をしていないが」に、「優生手術」を「不妊手術」に、「但し」を「ただし」に改め、「精神病者又は精神薄弱者」を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第一項中「前項第三号及び第四号」を「前項各号」に、「優生手術」を「不妊手術」に改める。

別表第三第一号(十一)中「優生保護法」を「母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)」に、「基く」を「基づく」に改め、「都道府県優生保護審査会を監督し」を削り、「優生手術」を「不妊手術」に改める。

別表第七第一号の表中都道府県優生保護審査

会の項を削る。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第七条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中優生保護法第二十一条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第二十二条第一項中「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に改める。

第二十二条中優生保護法第三十条の見出し及び同条の改正規定を削る。

附則第一条ただし書中「並びに第二十一条中優生保護法第二十二条の改正規定(「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。)及び同法第三十条の改正規定」及び「並びに附則第四十一条中厚生省設置法第二十八条の改正規定(「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削る部分に限る。)」を削る。

別措置法案

右の議案を提出する。

平成八年六月十四日

提出者

農林水産委員長 松前 仰

二号の改正規定及び同条第八号の次に一号を加える改正規定中「第八条第一号中「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削り、同条第八号」を「第六条第八号」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「優生保護法」「母体保護法」に改める。

第六条第一号を次のように改める。

二 削除

第七条第三項中「述べ、並びに優生手術に関する適否の再審査を行う」を「述べる」に改める。

理由

現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する

特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、我が国が世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るために国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るために所要の措置を講じ、もってまぐろ漁業の持続的な発展とまぐろの供給の安定に資することを目的とする。

第二条 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るために基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

第三条 政府は、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関(以下「国際機関」という。)の設立又はその効果的な運営を図るため、関係国と協力するよう努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するよう努めるものとする。

第四条 政府は、国際機関においてまぐろ資源の保存及び管理を図るための適切な措置が取り決められるよう努めるものとする。

第五条 農林水産大臣は、前二項に定めるものほか、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るために必要な国際協力を推進するよう努めるものとする。

関する重要な事項

3 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向、まぐろの需給事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、外務大臣、通商産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国際協力の推進)

第七条 政府は、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関(以下「国際機関」という。)の設立又はその効果的な運営を図るため、関係国と協力するよう努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するよう努めるものとする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るために基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

第三条 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

3 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

4 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

5 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

6 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

7 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

8 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

9 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

10 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

11 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

12 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

13 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

14 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

15 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

16 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

17 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

18 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

19 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

20 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

21 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

22 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

23 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

24 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

25 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

26 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

27 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

28 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

29 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

30 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

31 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

32 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

33 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

34 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

35 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

36 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

37 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

38 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

39 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

40 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

41 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

42 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

43 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

44 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

45 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

46 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

47 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

48 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

49 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

50 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

51 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

52 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

53 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

54 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

55 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

56 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

57 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

58 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

59 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

60 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

61 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

62 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

63 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

64 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

65 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

66 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

67 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

68 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

69 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

70 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

71 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

72 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

73 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

74 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

75 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

76 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

77 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

78 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

79 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

80 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

81 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

82 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

83 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

84 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

85 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

86 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

87 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

88 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

89 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

90 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

91 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

92 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

93 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

94 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

95 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

96 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

97 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

98 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

99 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

100 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

101 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

102 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

103 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

104 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

105 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

106 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

107 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

108 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

109 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

110 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

111 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

112 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

113 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

114 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

115 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

116 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

117 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

118 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

119 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

120 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

121 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

122 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

123 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

124 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

125 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

126 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

127 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

128 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

129 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

130 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

131 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

132 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

133 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

134 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

135 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

136 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

137 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

138 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

139 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

140 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

141 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

142 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

143 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

144 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

145 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

146 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

147 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

148 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

149 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

150 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

151 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</

(官) (号) (外) (報)

(国内における措置)

第四条 農林水産大臣は、我が国が加盟している

国際機関において取り決められたまぐろ資源の保存及び管理を図るための措置(次条において「保存管理措置」という。)が我が国の漁業者によって遵守されるように必要な措置を講じなければならない。

(国際機関等に対する要請)

第五条 政府は、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するた

めに必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならない。

(輸入に関する措置)

第六条 政府は、前条の規定による要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されていないと認められるときは、当該国際機関における取決めに従い、必要

な限度において、外国為替及び外国貿易管理制度(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定に基づき前条に規定する外国からのまぐろの輸入を制限することができる。この場合においては、我が国が締結した条約その他の国際

約束を遵守するものとする。

(増殖に関する技術の開発及び普及等)

第七条 政府は、まぐろ資源の維持増大を図るために、まぐろの増殖に関する技術の開発及び普及その他の必要な事業を推進するよう努めるものとする。

(保管事業に関する援助)

第八条 政府は、まぐろ漁業を営む者の組織する団体に対し、当該団体が行うまぐろの保管の事業の実施に必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第九条 政府は、まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、輸入されるまぐろに関する情報を取り集めるよう努めるものとする。

2 政府は、まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、国際機関、外国政府、まぐろ漁業を営む者又はまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者の組織する団体等と必要な情報を交換するよう努めるものとする。

(報告の微収)

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成八年六月十四日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 築浦 進

事業に係る業務に関して、必要な報告をさせる

ことができる。

(罰則)

第十一條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

日次中「第一百六十四条の二 (個人演説会場の掲示の特例)」と「第一百六十四条の二 (個人演説会等の会場の掲示の特例)」に改める。

第一百四十二条第一項中「拡声機は」を「拡声機(携帶用のものを含む。以下同じ。)は」に改め、同条

第二項中「五人」を「十人」に改める。

第一百四十二条第一項中「二万五千枚」を「二万枚」に、「七万枚」を「四万枚」に改め、同項に次のただんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び消費に關し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るために所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ただし、ビラについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに四万枚以内で頒布するほかは、頒布することができない。

第百四十二条第三項中「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に、「三種類」を「二種類」に改め、同条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

第百四十二条第九項中「ビラは」を「ビラは」に改め、「幅二十一センチメートルを」の下に、「第百四十二条第九項中「ビラは」を「ビラは」に改め、「幅二十一センチメートルを」の下に、「第

一項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十
九・七センチメートルを、「」を加える。

第一百四十四条第一項中「超える」を「超えて掲示する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第一号のポスターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに千枚以内で

掲示するほかは、掲示することができない。

第百四十四条第一項第一号中「五百枚」を「三百枚」に、同項第一号中「七百五十枚」を「五百枚」に改め、同条第二項に後段として次のように加え
る。

官 報 (号 外)

「、衆議院(比例代表選出)議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該選挙区ごとに中央選舉管理会に届け出た三種類以内のものを掲示するほかは掲示することができず」を加え、同条第五項中「候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が使用するものには、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称を」を「候補者届出政党が使用するものにあつては

中「個人演説会」の下に、「政党演説会又は政党等演説会」を加え、同条第二項
党演説会又は政党等演説会」を加え、「都道府県の選挙管理委員会」を当該選挙に関する事務を
管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」に改め、
同項に後段として次のように加える。
この場合において、政党演説会の会場前に掲
示しなければならない立札及び看板の類につい

「区」として「一以内とする。」
第一百六十四条の二第四項中「個人演説会」の下に
「、政党演説会又は政党等演説会」を加え、同条第
五項中「個人演説会」の下に「、政党演説会又は政
党等演説会」を、「場所」の下に「(候補者届出政党
の使用するものにあつてはその届け出た候補者に
係る当該選挙区の区域内に、衆議院名簿届出政党
等の使用するものにあつてはその届け出た衆議院
名簿に係る選挙区の区域内に限る。)」を加える。

第二百四十四条第一項第三号中「個人演説会場」を「個人演説会等の会場」に改める。
第二百五十二条の二第二項中「第一百四十四条第二項」を「第一百四十四条第二項前段」に改める。
第二百六十三条第五号の三中「個人演説会場」を「個人演説会等の会場」に改める。

当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を「」に改める。

て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

第百七十八条の二中「個人演説会場」を「個人演説会等の会場」に改める。

第百四十七条第一号中「個人演説会場」を「個人演説会等の会場」に改める。

「第百五十条第四項中「届出候補者の数」の下に「(十二)人を超える場合においては、十二人とする。」を加える。

県」とに通じて「に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ことに通じて八を、招

院名議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである】印を表示する記号を「」に改め、「当該政党その他の政治団体」の下に「の名称」を加える。

「個人演説会等の会場」に改め、同条第一項中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事」に改め、「候補者」の下に「候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等」を、「個人演説会」の下に「政

る。」に改め、同項に後段として次のように加えられる。

第二百四十三条第一項第八号の二中「個人演説会等の会場」を「個人演説会等の会場」に改め、同条第一項中「衆議院名簿届出政党等が」の下に「第二百六十九条の二第一項の規定に違反して立札若しくは看板の類を掲示しなかつたとき若しくは」を加え

区」として二つ以内とする。

第一百六十四条の二第四項中「個人演説会」の下に「、政党演説会又は政党等演説会」を加え、同条第五項中「個人演説会」の下に「、政党演説会又は政党等演説会」を、「場所」の下に「(候補者届出政党の使用するものにあつてはその届け出た候補者に係る当該選挙区の区域内に、衆議院名簿届出政党等の使用するものにあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内に限る。)」を加える。

「個人演説会等の会場」に改める。
「第二百五十二条の二第二項中「第百四十四条第二項」を「第二百四十四条第一項前段」に改める。
「第二百六十三条第五号の三中「個人演説会場」を「個人演説会等の会場」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する

官 報 (号 外)

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理 由

衆議院議員の選挙において候補者届出政党が使用する自動車、船舶及び拡声機、候補者届出政党が頒布する通常葉書及びピラ並びに候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が掲示するポスターの数量を削減するとともに、候補者届出政党のピラの頒布及びポスターの掲示についてその届け出た候補者に係る選挙区ごとの数量の制限、衆議院名簿届出政党等の頒布するピラ及び掲示するポスターの種類の制限、同時に開催できる政党演説会又は政党等演説会の数の制限等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

第三種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

平成八年六月十四日 衆議院会議録第三十七号

(第三十五号の発送は都合により後日となる
ため、第三十七号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (配本 送 料 別 一〇〇三円)